

奈良県告示第四百六十八号

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）第五十四条の二第二項の規定により、奈良県奈良県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成二十七年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
上林石油株式会社	上林 由香子	奈良市三条大路二丁目一番六三号	平成二十六年六月三十日